

発議第4号

オウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する
公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月5日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 野田市議会議員 平井 正一

賛成者 野田市議会議員 木名瀬 宣人

同 竹内 美穂

同 椿 博文

同 小椋 直樹

同 河井 哲弥

同 小室 美枝子

同 谷口 早苗

同 金木 祐輔

同 星野 幸治

オウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する
公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書（案）

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体規制法」という。）に基づき、観察処分を受けている。

現在も、後継団体の「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」が活動を継続しており、社会的な不安は依然として残ったままである。

野田市内においては、アレフの施設が1か所存在しており、現在も活動を続けている。

令和5年3月には、団体規制法に基づく報告すべき事項の一部を報告しないことにより、アレフに対し公安審査委員会が再発防止処分を決定するなど、いまだ地域住民の不安や恐怖を解消するには至っていない。

このような状況の中、来年1月には、オウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する団体規制法に基づく公安調査庁の観察処分の期間が満了を迎えようとしている。

万が一、この観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の活動内容が一切明らかにされず、市民の不安と恐怖はますます高まることが懸念される。

よって、野田市議会は政府に対し、オウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）を引き続き観察処分とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年 月 日

野田市議会議長

法務大臣 宛て
公安調査庁長官
公安審査委員会委員長

発議第5号

健康保険証を存続するよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月5日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 野田市議会議員 長 勝則

賛成者 野田市議会議員 星野 幸治

同 小室 美枝子

健康保険証を存続するよう求める意見書（案）

政府は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、健康保険証を廃止する法律を制定した。しかし、無保険者扱いで 10 割負担を患者に請求した事例、マイナ保険証に他人の情報が紐づけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望していないにもかかわらずマイナンバーカードに健康保険証を一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。医療情報はプライバシーと密接に関連しており、命と健康に関する情報のトラブルは、極めて深刻な問題である。

千葉県保険医協会の調査によると、紙の保険証に記載された負担割合と、マイナ保険証によるオンライン資格確認の負担割合に「相違があった」と答えた医療機関が 16%に及ぶことが明らかになった。また、マイナ保険証の患者への対応で「新たに受付業務が増えた」との回答は 79%、「現行の健康保険証を残す必要がある」との回答は 91%であったことから、医療現場の声に応じた対応が必要である。

マイナ保険証への国民の不安は強く、報道各社の調査でも 7 割が健康保険証の廃止の中止や延期を求めている。政府は、国民の不安を払拭するため、一旦立ち止まり、システムを総点検すべきであり、同時に医療を受ける権利を保障するために健康保険証を存続すべきである。

希望する人がマイナンバーカードを健康保険証として利用すること自体は否定しないが、国民皆保険の下で、誰もが必要な医療を受けられる体制を堅持することは政府としての最低限の責任である。

よって、本市議会は国に対し、健康保険証を存続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 月 日

野 田 市 議 会 議 長

内閣総理大臣 宛て
厚生労働大臣
総 務 大 臣

発議第6号

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月5日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 長 勝則

同 小室 美枝子

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権は、核の威嚇を公言し、アメリカ、イギリス、フランスも核抑止力への依存姿勢を変えていない。また、北朝鮮は弾道ミサイル実験を繰り返し行っており、中国も核弾頭を増加させていることに懸念が高まっている。核軍縮交渉の前途は予断を許さない状況である。

しかし、反核平和の世界の流れは加速しており、核兵器禁止条約には 68 か国・地域が参加し、署名は 92 か国・地域へと広がっている。

さらに、国内でも日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の決議や意見書を全国の自治体の 37% に当たる 659 の議会が採択している。

本年 8 月、被爆地である広島市の平和宣言では、「一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは本年 11 月に開催される第 2 回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい。」と訴えており、長崎市も同様の宣言をしている。

被爆の実相を語れるのは、唯一の戦争被爆国である我が国だけである。被爆地からの願いにも真剣に耳を傾け、本年 11 月に開催される核兵器禁止条約締約国会議に日本政府はオブザーバー参加すべきである。

よって、本市議会は国に対し、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
外務大臣
防衛大臣

発議第7号

国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月11日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 文教福祉委員会委員長 椿 博文

国における2024年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積している。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

子供たちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2024年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 Society 5.0に向けて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

発議第8号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月11日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 文教福祉委員会委員長 椿 博文

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。また、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減された。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子供たちを取り巻く教育環境にも格差が生じている。

国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であり、この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てくることから、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣